

# 第六次開成町行政改革大綱

2019 年度～2024 年度

平成 31 年 3 月

## 1 行政改革の必要性

### (1) コスト意識を持った行政運営

- ・ 本町は県内市町村の中で人口増加率と人口に占める若い世代の割合が最も高い。一方で、高齢化も着実に進行しており、人口増も今後 10 年以内には頭打ちとなることが見込まれる。
- ・ 税収の大幅増が見込めない中、今後も社会保障関係費の増、公共施設の維持管理費の増、大規模事業の実施に伴う経費の増加が見込まれる。
- ・ よって、事務事業の廃止・統合や効率化による歳出削減や、新たな収入源の確保等による歳入確保を通じ、更なるコスト意識を持った行政運営が求められている。

### (2) 多様化・高度化する行政需要への対応

- ・ 社会経済情勢の変化やライフスタイルの多様化により、行政への需要は多様化・高度化している。
- ・ 昨今、地方自治体は、これまで以上に地域の実情に即したサービスを提供する主体的な組織に転換していくことが求められている。
- ・ 多様化・高度化する需要に対応したサービスを将来にわたって提供していくため、既存の組織・体制や事務事業について、不断の見直しをしていく必要がある。

## 2 行政改革の目的・定義・視点及び目標

### (1) 目的

上記課題を踏まえ、町では次の目的で行政改革を進めることとする。

- ・ 町民に対して将来にわたって質の高い行政サービスを提供していく体制を整えるため
- ・ 本大綱に定める行政改革の視点に基づく事務事業の見直しを全庁的に行うことを通じて職員の意識改革を進めるため

### (2) 定義

第五次開成町総合計画（以下「総合計画」という）に定めた将来都市像の実現を側面から支えるため、①総合計画に定めた施策・事業の実施方法や、②事業の実施主体である開成町の事務執行体制や行財政基盤を改善する（＝改革する、見直す）こと。

※総合計画との関係については「3 総合計画との関係」に記載。

### (3) 視点

以下の視点に基づいて行政改革を実施する。

#### ①行財政基盤の強化

行財政基盤（人・組織・財政・財産等の行政運営の基礎となるもの）を強化又は効率化するための取り組みを実施する。

#### ②受益者負担の適正化と歳入の確保

受益者負担の適正化や新たな財源確保等の観点から既存の施策・事業を見直す。

#### ③事務の効率化

事務手順の見直しや新たな情報システムの導入などにより事務の効率化を図る。

#### ④サービスの向上と事業改善

多様化・高度化する行政需要に対応するため、既存事業の事業内容や実施手法、対象等を見直す。

#### (4) 目標

(3) に示した視点に基づき、「行政改革取組項目」(以下、「取組項目」という。)を設定する。個別の取組項目毎に達成目標を設定する。(詳細は4 (4) に記載)

併せて、財政的効果額として、6年間で5,000万円の財政効果額を生み出すことを目標とする。

#### ※財政効果額の考え方

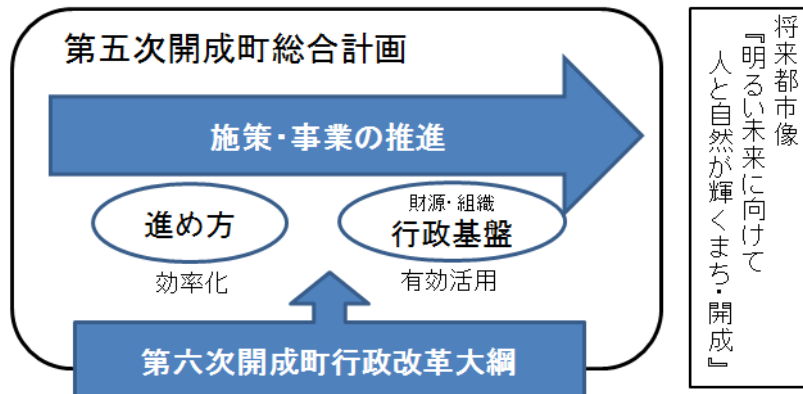
各行政改革取組項目について、取組前年度の決算額を基準として、毎年度決算額との対比により測定する。

##### 【財政効果額の算出例】

- ・ 事業縮小の場合、効果額は「縮小前の実施経費」と「縮小後の実施経費」の差額
- ・ 使用料等を見直した場合、効果額は「見直し後の歳入額」と「見直し前の歳入額」の差額
- ・ 新たな歳入確保策を実施した場合、効果額は「収入額」

### 3 総合計画との関係

#### (1) 総合計画上の位置づけ



- ・ 行政改革大綱は、総合計画を支える下位計画の一つであり、総合計画後期基本計画「第8章：効率的な自治体経営を進めるまち」「②行政運営の効率化・高度化の推進」の中に位置づけている。
- ・ 行政改革は、総合計画に掲げた施策・事業を効果的、効率的に進めるため、限りある行財政資源を有効に活用し、行財政基盤を見直す役割を果たす。

#### (2) 行政評価と行政改革との役割分担

- ・ 行政評価は、総合計画に定めた各施策・事業が、その目的に照らして適切かつ計画的に実施されているかを個別に点検・評価するもの
- ・ 行政改革は、2 (3) に示した視点に基づく特定のテーマで横断的に町の施策・事業を点検し、改善を促すもの
- ・ 行政評価と行政改革とで視点は異なるものの、各施策・事業を点検し課題を捉え、今後の展開を議論する点で重複する部分も多いことから、事務の効率化の観点から連携して取り組むこととする。

## 4 行政改革の進め方

### (1) 計画期間

平成 31 年（2019 年）～平成 36 年（2024 年）の 6 年間とする。ただし、その間に生じた社会経済情勢の変化など必要に応じて改訂する。

### (2) 推進方法

行政改革大綱に示す「行政改革の視点」に基づき、「行政改革取組項目」を設定・実施することにより行政改革を進める。

#### ①行政改革大綱（6年間）

- ・ 行政改革の進め方や改革の視点を示すもの。

#### ②行政改革取組項目（毎年更新）

- ・ 「5 行政改革の視点」に基づき、行政改革取組項目（以下、「取組項目」という。）を定める。取組項目の計画期間は原則として 1 年以上 3 年以内とする。
- ・ 大綱期間中は、毎年新たな取組項目を設定できることとする。
- ・ 大綱計画期間の 5 年目、6 年目も現年度を含め計画期間 3 年間の取組項目を設定する場合、取組項目の計画終期が大綱計画期間を超過することになるが、現大綱の計画期間中に設定した取組項目として、大綱計画期間後も進行管理を継続することとする。次期大綱に引き継いで進行管理することも妨げない。

### (3) 推進体制

#### ①開成町行政改革推進委員会

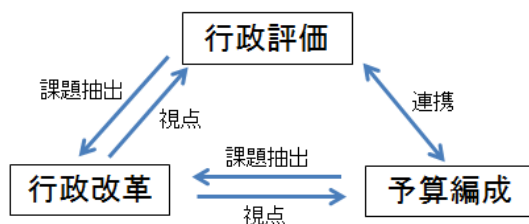
- ・ 開成町行政改革推進委員会条例に基づき、委員会を設置する。
- ・ 委員会は、町の行政改革の推進に関する調査審議を行うほか、町の行政改革の推進状況に対する意見を述べる。
- ・ 具体的には、行政改革全体の視点や考え方、取組項目、達成指標、取組結果等について意見を頂く。

#### ②（仮称）開成町行政改革推進会議（庁内会議）※新設

- ・ 前年度取組結果の情報共有並びに翌年度取組方針の調整・決定を行うための庁内会議として、町長以下全管理職を構成員とする（仮称）開成町行政改革推進会議を新設する。

#### ③事務局（企画政策課）

- ・ 新規取組項目の項目調整並びに各取組項目の進行管理及び結果の取りまとめを行う。また、行政改革推進委員会の運営を担う。
- ・ 行政改革の実効性を高めるため、総合計画サマーレビュー（企画政策課）や予算査定（財務課）と連携し、進行管理や新規課題の発掘に努める。



#### (4) 進行管理の方法

##### ①進行管理の単位

- ・ 行政改革の進行管理は、「5 行政改革の視点」に定める各視点に紐付く具体的な取組（＝取組項目）を単位として行う。

##### ②目標設定の方法（定量目標と定性目標）

- ・ 取組項目毎に達成目標を設定する。原則として数値目標（＝定量目標）を設定するが、数値化になじまない取組項目については、「〇〇の実施」「〇〇の策定」等の達成基準となる行動目標（＝定性目標）を設定する。

##### ③進行管理の方法

- ・ 毎年、取組項目ごとに定めた目標の達成状況を各取組項目の担当課に確認する。また、事業費の削減等による財政的効果がある場合、その効果額を併せて確認する。確認結果を別に定める進行管理表に記入し、取組の進行状況を管理する。

#### (5) 新規項目の設定方法

- ・ 行政改革の視点を全庁的に共有・浸透させ、不断の行政改革を進めていくため、行政改革主管課は毎年 1 回以上、庁内各所属に対して行政改革の視点に基づく新規取組項目の設定を依頼する。新規項目の設定依頼にあたり、行政改革主管課は、サマーレビューや予算査定で抽出された政策課題に基づき、新規項目を例示・提案できる。

## 5 行政改革の視点

### 視点 1 行財政基盤の強化

町民サービスの執行主体である開成町が、持てる行財政資源を最大限発揮し、将来にわたって持続的にサービスが提供できるよう、行財政基盤を強化又は効率化するための取組を実施する。

#### 視点 1-1 人材確保・育成・配置

人材の有効活用が図れているか

- ・ 計画的な人材育成と採用
- ・ 定員適正化計画の改定
- ・ 非常勤職員の適正配置

#### 視点 1-2 組織機構等の見直し

社会経済情勢の変化を捉えて町の組織、附属機関等の見直しを行っているか

- ・ 組織機構の見直し
- ・ 附属機関の見直し

#### 視点 1-3 公共財産（施設・土地）マネジメント

中長期的目線での公共施設のマネジメント（有効活用、適切な維持管理及び総量の削減）がなされているか。

- ・ 公共施設管理計画の策定
- ・ 個別施設の今後の方針の決定（南部コミュニティセンター、福社会館、G R C、各学校等）

## 視点2 受益者負担の適正化と財源の確保

### 視点2-1 受益者負担の適正化

適切な受益者負担を求められているか

2-1① 各種施設使用料（利用料金）及び手数料の見直し

- ・ 社会教育施設料等

2-1② 各種事業における自己負担の見直し

- ・ 放課後子ども教室、庁用バス、小児医療費等

2-1③ 定期的な料金見直し

- ・ 水道料金、下水道使用料等

### 視点2-2 新たな財源の確保

新たな財源を確保できないか

- ・ 広告掲載の新規開拓
- ・ クラウドファンディングの導入
- ・ 新たな国庫補助金、県補助金の獲得

### 視点2-3 税料の確実な徴収

税料の確実な徴収ができているか

- ・ 徴収率向上にむけた所管課同士の連携体制の構築
- ・ 課税資料収集方法の見直し

## 視点3 事務の効率化

新たな情報システムやICT機器の導入、職員の創意工夫等により、事務の効率化を図る。

### 視点3-1 情報化

新たな情報システムの導入により事務の効率化や町民サービスの向上が図れないか

- ・ GIS（統合型地理情報システム）の導入

### 視点3-2 事務の広域化

事務の広域化・共同化による歳出削減ができないか

- ・ 共同調達の実施（事務用品）
- ・ 固定資産税課税事務における空中撮影業務の共同調達

### 視点3-3 働き方改革

新たなICT機器の導入、事務手順の見直し等により、事務の効率化が図れないか

- ・ 業務マニュアルの整備（窓口業務、庶務事務、橋梁定期点検外）
- ・ ペーパーレス化の推進

## 視点4 サービス向上と事業改善

きめ細かな行政需要に効率的・効果的に対応するため、事業内容や手法、対象等を見直す。

### 視点4-1 行政評価の実施

行政評価（サマーレビュー及び事務事業評価）が適切に実施されているか。

- ・ 行政評価の実施

### 視点4-2 事業の整理・統合

事業の趣旨や対象・手法が類似・重複していないか

事業の有効性や効率性等の観点から、既存事業の内容や手法、対象等を見直せないか

- ・ 乳幼児訪問事業の統合
- ・ 福祉関係計画の一本化
- ・ 各種講座事業の見直し
- ・ 防犯灯設置基準の見直し
- ・ キューロ設置補助事業の見直し

### 視点4-3 関係団体・機関との連携及び役割分担の見直し

#### 4-3① 住民協働の深化

住民との協働手法の採用・深化によりサービス向上が図れないか

- ・ 地域防災リーダーの活躍の場の拡大
- ・ スポーツ推進委員の活躍の場の拡大

#### 4-3② 指定管理者制度の運用改善

指定管理者制度の運用改善によりサービス向上が図れないか

- ・ あしがり郷「瀬戸屋敷」を核とした北部地域活性化の推進
- ・ あしがり郷「瀬戸屋敷」指定管理料の見直し
- ・ 開成町水辺スポーツ公園を核としたスポーツ推進

#### 4-3③ 関係団体との連携及び役割分担の見直し

町事業と密接な関係を有する各種団体との連携強化、役割分担の見直し、指導の強化等によりサービス向上を図れないか

- ・ 社会福祉協議会のあり方
- ・ イベント実施体制の見直し

#### 4-3④ 事業の広域化

事務事業の広域化によりサービス向上を図れないか

- ・ 公共施設の広域利用に向けた調整

#### 視点 4-4 サービス改善

既存事業における実施手法の改善や新たなサービス・制度の導入によるサービス向上ができないか（法令等に対応が義務付けられた事務・事業を除く）

- ・ 介護保険サービスの受領委任払い制度の導入
- ・ ゴミ収集日の曜日固定化
- ・ 駅前子育て支援センターの土曜開所
- ・ 学童実施の拡大
- ・ 子育て支援情報の配信方法見直し
- ・ ワンストップ窓口の導入
- ・ 町民センター使用料支払いのワンストップ化

#### 参考：これまでの行政改革の歩み

大綱の名称		計画期間
開成町行政改革大綱		昭和 61 年度～
（第二次）開成町行政改革大綱		平成 8 年度～
第三次開成町行政改革大綱		平成 13 年度～
第四次開成町行政改革大綱	集中改革プラン	平成 17 年度～
	改訂版	平成 23 年度～平成 24 年度
第五次開成町行政改革大綱		平成 25 年度～平成 30 年度

開成町では、簡素で効率的な行政運営を進めるために、行政改革の指針である開成町行政改革大綱を昭和 61 年 3 月に定め、その推進に積極的に努めてきました。

また、平成 7 年 9 月には有識者からなる開成町行政改革推進委員会を設置し、町が自ら進める行政改革に関して、生活者の視点などを聞きながら推進を図る体制を整えました。

平成 17 年に策定した第四次開成町行政改革大綱は、国からの「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成 17 年 3 月 29 日総務省）を受け策定したものです。

その後、市町村の行政改革に関する国からの指針等は提示されておりませんが、社会経済情勢の変化を捉えが不断の行政改革を進めてきました。